平成２７年（フ）第３６１号
北九州市八幡西区大浦１丁目10番４号　202号
債務者　佐伯　茂雄
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２号
兵庫県西宮市深谷町12番33号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃3694番地の260
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２３号
神戸市東灘区北青木４丁目１番27号　中田文化　202号、従前の住所神戸市東灘区深江浜町124番地　ユニハイム東灘903号
債務者　室井　和男
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６６号
神戸市中央区二宮町４丁目２番３－105号
債務者　安田千尋こと　鄭　　炳任
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７３号
神戸市中央区再度筋町12番６号　サンコート諏訪山102
債務者　松原　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１９号
熊本市西区池田１丁目29番27号　エンジェルシャトー303号
債務者　宮崎　恭行
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４９号
青森県むつ市脇野沢鹿間平57番地２
債務者　山本　　祐
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
青森市蛍沢３丁目６番２号　市営住宅戸山団地11－７
債務者　和田麻里子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市浦郷町４丁目12番地　追浜会館共同ビルＢ－246
債務者　渡辺　幸夫
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８４４号
愛知県大府市共和町３丁目13番地の29　藤ハイツ105号
債務者　舟瀬　大晴
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４５号
愛知県常滑市新田町１丁目69番地　東海テクノ常滑寮Ｂ棟203号、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字下廻間21番地の21
債務者　常世田かおり（旧姓ヌネスゴメス）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７２号
名古屋市天白区植田西２丁目306番地　カルダモモ八事タワー1103
債務者　宮田　政晴
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７９号
名古屋市港区稲永４丁目５番２－405号　中稲永荘
債務者　日野　民子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2614－１、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字下渕1253番地の３　改良住宅67号
債務者　中島　世慈
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１１号
奈良県五條市新町２丁目５番16号
債務者　福西　艶子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１０５号
広島県福山市東深津町３丁目３番８号　サンオーレ東深津203
債務者　高尾　昌弘
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１００号
青森県むつ市金谷２丁目16番８号　２号室
債務者　川端　正博
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係